

第3期岐阜県食品安全行動基本計画の策定について

- ・ 食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全基本条例第20条の規定に基づき、岐阜県食品安全行動基本計画を策定。
- ・ 計画期間は5年間。今年度中に第3期計画（平成26年度～30年度）を策定。

1 計画の概要

【施策の方向】

1 食品等の安全性の確保

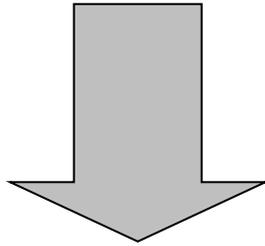
コンプライアンス、食中毒防止対策、監視指導・検査、危機管理体制の構築を推進し、食品等の安全性を確保

2 食品に対する安心感の向上

リスクコミュニケーションを推進し、食品に対する安心感を向上

3 将来にわたる安全な食生活の確保

環境にやさしい農業、地産地消等を推進し、将来にわたる安全な食生活を確保



重視する手法 コラボレーション

- ・ 関係団体や食品関連事業者、消費者、行政機関とのコラボレーション
- ・ 県組織内部におけるコラボレーション

【目標】

すべての県民とのコラボレーションにより、「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指す。

2 現行計画からの主な変更内容

○新たな「施策の方向性」に沿った項目整理、新設

- ・ 現行計画における3つの「着眼点」について、将来に向けた安全確保の視点を取り入れ新たに「施策の方向」としてまとめ直した。

| 現行計画 | 新計画 |
|----------------------|------------------------|
| 着眼点1 安全な食品の供給確保 | 施策の方向1 食品等の安全性の確保 |
| 着眼点2 県民の視点に立った安心感の向上 | 施策の方向2 食品に対する安心感の向上 |
| 着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり | 施策の方向3 将来にわたる安全な食生活の確保 |

- ・ 「施策の方向」のもとに、細分化していた「アクション」を整理統合するとともに、必要なものについて新たに項目建て（アレルギー物質対策）した。（33項目→22項目）。

○重点施策の変更

- ・現状に合わせ、重点施策の変更を行った。

| | |
|---------------|--|
| 引き続き重点施策としたもの | コンプライアンス推進、食品表示対策 |
| 新たに重点施策としたもの | 食中毒（公共食等）、アレルギー物質対策、 双方向のリスクコミュニケーション、 食品の安全を守る人材の育成 |

○関係者のコラボレーションや自主的な取り組みを重視

- ・消費者、食品関連事業者や行政といった、食品の安全に関わるすべての関係者の間で、コラボレーションを意識した取り組みを推進。
- ・計画の中で、コラボレーションの方向性および、行政から消費者、食品関連事業者それぞれに向けたメッセージを記載した。（食品安全に向けた自主的な取り組みを促進）

3 主なスケジュール（予定）

| | |
|----------|---------------------|
| 1 1月 | 第2回食品安全対策協議会 |
| 1 2月～ 1月 | パブリックコメント（計画案の意見聴取） |
| 2月 | 第3回食品安全対策協議会 |
| 3月 | 第3期計画の策定 |